

平成31年度主要事業 の調整状況について

平成30年12月
尼崎市

【施策⑧ 障害者支援】

No.	施策	局名	事業名	調整結果	各局の要求(事業概要)	重点化	事業費 (単位:百万円)			論点等
							所管局室		うち一般財源	
55	⑧障害者支援	健康福祉局	社会福祉施設等施設整備費補助金 (障害者向けグループホーム整備補助金)	実施	①事業概要 障害者等の地域生活の基盤となるグループホームを始めとした社会福祉施設の需要が見込まれることから、整備等に係る費用の一部を助成することで、設置の促進を図る。 ②対象 市内で対象施設の整備を行う社会福祉法人等 ③求める成果 障害者が本人の希望や状況に応じて、身近な地域で暮らせるようになる。また、グループホームを始めとする社会福祉施設の整備を計画的に進めていくことで、本市における地域生活支援拠点の機能強化を図る。 ④実施内容(拡充) 本市障害者計画等に掲げるグループホーム等の整備を具体的に進めていくため、グループホームの利用状況や利用ニーズ、市内事業所の運営状況等を踏まえた整備方策を策定し、計画的な補助整備を行う。 (債務負担行為 H32年度:76百万円)	所管局室	事業費	*	*	
							(内)主要事業部分	*	*	
						査定後	事業費	*	*	
							(内)主要事業部分	*	*	
							※下段は人件費を含む	*	*	
56	⑧障害者支援	健康福祉局	障害者(児)相談支援事業	継続検討	①事業概要 障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用等の支援を行う。 ②対象 障害者(児)、障害児の保護者又は障害者(児)の介護を行う者 ③求める成果 障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用等の支援を行う。 ④実施内容(拡充) 市域で通所施設のほか、グループホームや短期入所を多く運営している社会福祉法人を新たな委託先(1法人・1施設)として確保し、本市の相談支援体制の充実に図る。	所管局室	事業費	123.8	117.6	現行の体制における利用計画の作成率向上の取組等の進捗状況を見極めながら、効果的かつ効率的な相談支援体制について検討していく。
							(内)主要事業部分	11.4	11.4	
						査定後	事業費	—	—	
							(内)主要事業部分	—	—	
							※下段は人件費を含む	—	—	
57	⑧障害者支援	健康福祉局	意思疎通支援事業 (失語症者向け意思疎通支援者養成事業)	実施	①事業概要 聴覚障害者等が、社会生活上外出が必要不可欠な時に、事前に登録している対象者に対して、手話通訳者等を派遣する。また、その手話通訳者等を養成する。 ②対象 聴覚障害者及び音声・言語機能障害者、盲ろう者、失語症者 ③求める成果 ・聴覚障害者等の意思の伝達を確保することにより、地域で安心して生活ができること。 ・意思疎通支援者の育成及び増加 ④実施内容(拡充) 失語症者向けの意思疎通支援者の養成事業を行う。 ※県及び県下政令市・中核市と共同で、兵庫県言語聴覚士会に委託	所管局室	事業費	14.0	6.8	
							(内)主要事業部分	0.1	0.0	
						査定後	事業費	14.0	6.8	
							(内)主要事業部分	0.1	0.0	
							※下段は人件費を含む	0.1	0.0	
小計						査定後	人件費を含む	0.1	0.0	

社会福祉施設等施設整備費補助金

(障害者向けグループホーム整備補助金)

H31事業費 ー(債務負担行為 H32 76,230千円)

所属:健康福祉局

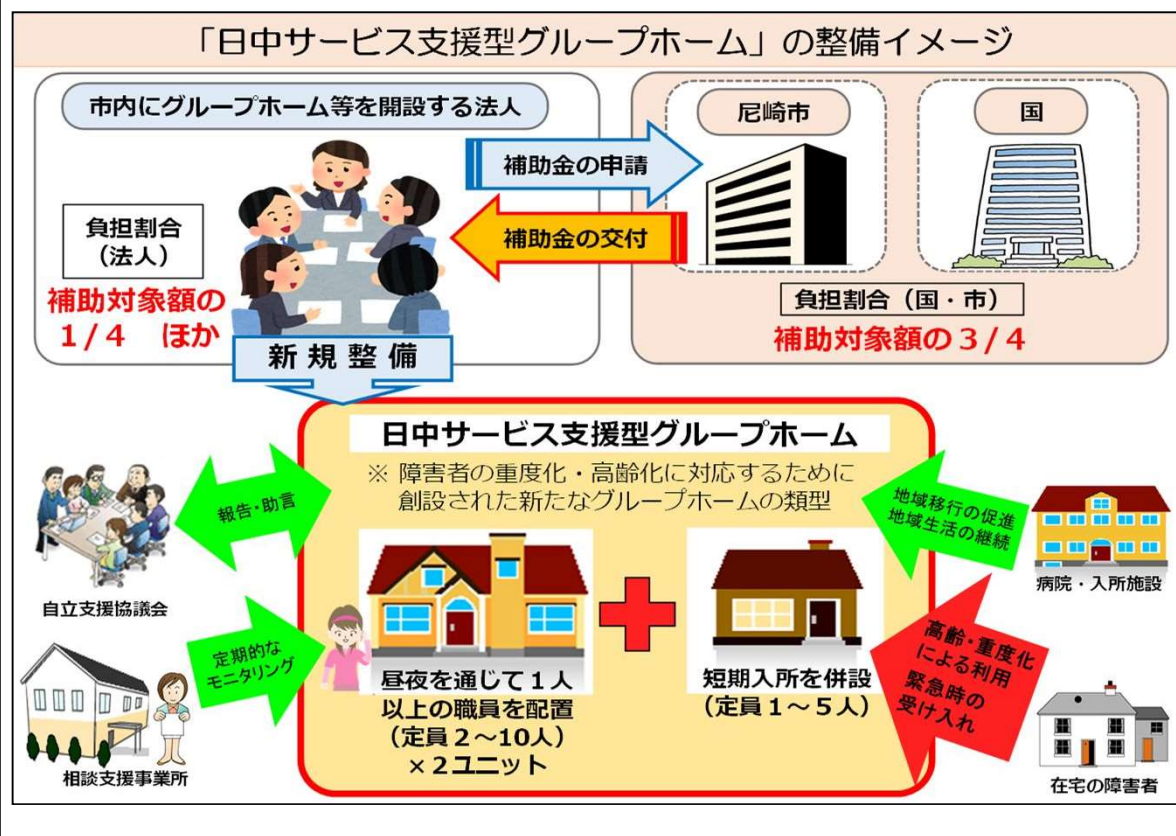
障害福祉政策担当

事業概要

障害者等の地域生活の基盤となるグループホームを始めとした社会福祉施設の需要が見込まれることから、整備等に係る費用の一部を助成することで、設置の促進を図る。

事業イメージ

国の補助事業（社会福祉施設等施設整備費補助金）を活用し、障害者の重度化・高齢化に対応する「日中サービス支援型グループホーム」を優先した整備の促進を図る。



評価指標・効果額

指標： 市内グループホームの (単位：人) H33目標値： 506
定員数

グループホームの利用者数や市内の定員数を増やしていくことで、障害者の親元からの自立や地域生活への移行を円滑に進めていく。

なお、目標値については、現行の尼崎市障害者計画（第3期）において、平成32年度の市内グループホームの定員数を506人としているため、同数値を経過的目標値として設定する。

意思疎通支援事業
(失語症者向け意思疎通支援者養成事業)
H31事業費 14,023千円(主要事業分105千円)

所属:健康福祉局
障害福祉政策担当

事業概要

聴覚障害者等が、社会生活上外出が必要不可欠な時に、事前に登録している対象者に対して、手話通訳者等を派遣する。また、その手話通訳者等を養成する。

平成31年度から、失語症者向け意思疎通支援者の養成事業を開始する。

事業イメージ

【意思疎通支援事業】

従前からの手話通訳・要約筆記・盲ろう者向けの支援（支援者養成事業・派遣事業）に加えて、平成31年度から失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業を行う。※県及び県下政令市・中核市と共同で、兵庫県言語聴覚士会に委託。

意思疎通支援事業の実施メニュー



評価指標・効果額

指標：本市市民の講座修了者（単位：人）H33目標値：—
数

支援の対象となる失語症者の範囲が決まっておらず、現時点で支援対象者に係る指標設定が困難なため、一旦、本市市民の講座修了者数を指標として設定する。